

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認
根拠法令等及び条項		消防法第10条第1項ただし書き
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市危険物の規制に関する規則第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市危険物の規制に関する規則</p> <p>第2条 法第10条第1項ただし書の規定により危険物の仮貯蔵又は仮取扱い(以下「仮貯蔵等」という。)の承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書2部に、仮貯蔵等の場所の位置、構造及び設備に関する図面その他の必要な書類を添えて、消防長に提出しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請内容が火災予防上支障がないと認めるときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認書(別記様式第1号)に当該申請書のうち1部を添えて交付するものとする。</p> <p>・仮貯蔵又は仮取扱いの承認については、仮貯蔵等をしようとする危険物の種類、数量、性質等に応じ、火災の予防上安全であるか否かを判断する。</p>	